

常陸太田市教育委員会定例会（10月）会議録

- 1 日 時 令和元年10月24日（木）午後3時00分
- 2 場 所 常陸太田市役所分庁舎教育委員会会議室
- 3 出席委員 教育長 石川 八千代
委員（教育長職務代理者）中村 和幸
委員 稲田 昌孝
委員 谷下田 幹子
- 4 欠席委員 委員 安西 仁人
- 5 事務局職員 教育部長 生天目 忍
教育総務課長 荷見 久志
指導室長 根本 泰
生涯学習課長兼生涯学習センター館長 井坂 修
文化課長 岩間 勇二（欠席）
スポーツ振興課長 鈴木 正明
図書館長 大久保 佳明
学校給食センター所長 増山 泉
- 6 会議録署名委員 稲田 昌孝 委員
- 7 議 案
議案第48号 常陸太田市指定有形文化財の指定解除について
議案第49号 常陸太田市学校等給食費徴収規則の制定について
- 8 その他
令和元年度常陸太田市教育振興大会の概要（案）について
- 9 閉 会 （午後3時50分）

教育長

午後3時00分、定刻ですので、それでは、教育委員会10月定例会を開会いたします。

この1か月、県内においては各地でいきいき茨城ゆめ国体が開催され、常陸太田市でも多くの方々の来場があり、盛大に競技が行われました。その国体の次の週になりますが、いきいき茨城ゆめ大会・障がい者スポーツ大会の開催も予定されていましたが、こちらは台風の影響で残念ながら中止となってしまいました。台風19号については予想のできないくらいの被害があり、特に金砂郷地区、久慈川水域で松栄町地区、新地町地区、花房町地区、それと山田川水域の水府地区、里川水域で里美地区、常陸太田地区でも里川水系ということで河内地区の町屋町地内で住宅の浸水等被害が多くありました。市全体で申し上げますと、床上浸水211件、床下浸水が101件、300を超える被害がありました。また、住宅に限らず、道路も田畑においても被害を受けており、災害の復旧には時間を要する状況となっております。児童生徒の安全については、常日頃から各学校を通し指導の徹底を図っていますが、人的な被害はなく、児童生徒の自宅ということで住宅被害の報告がありますのは30名ほど出てきています。また、学校施設では、峰山中学校グラウンドが1m10センチほど水につかりまして、屋外の部室、体育倉庫に被害が生じたところです。震災とは違い水害となりましたが、畳や家具の処分、消毒作業など、これもまた復旧に時間を要する状況となっております。そのような中、先週の週末は文化財集中曝涼、文化財の公開事業がございました。台風の復旧作業に追われる中、また雨の影響も受け、1日目土曜日はやむなく中止とし、2日目日曜日のみの実施となりました。茨城大学、常磐大学の学生ボランティアさんの協力もあり、無事に開催され、およそ3400人の来場者にあふれたという状況でありました。このように今月10月は、国体のおもてなしから災害、救援、復旧支援等、慌ただしい毎日となっております。

さて、本日の定例会ですが、出席委員は、中村委員、稲田委員、谷下田委員が出席です。安西委員が欠席となっております。事務局職員について、文化課長を除き全員出席となっております。会議録署名委員には稲田委員をお願いをいたします。

本日の議案ですが、お手元に配布しております日程表に記載がある2件です。それでは効率的に進めていきたいと思えます。議案第48号、「常陸太田市指定有形文化財の指定解除について」事務局から説明願います。

教育部長

それでは、議案第48号、「常陸太田市指定有形文化財の指定解除について」、説明いたします。資料の1ページをお開き願います。議案第48号

	常陸太田市指定有形文化財の指定解除について」、提案理由ですが、市文化財保護審議会から衰弱し文化財の価値を失いつつあるとの建議がありましたので、市指定を解除するものであります。中段をご覧ください。種別といたしまして、天然記念物、名称は内田の柁、所在地は内田町 3738、所有者は山崎修一氏、となっております。次のページには、指定解除についての建議が記載されております。市文化財保護審議会のものです。趣旨といたしまして、内田の柁は指定を解除すべきである。内容といたしまして、内田の柁は個人宅の敷地内に生育している推定樹齢約 250 年の大木である。根元より西側に向かって斜めに成長しており、太い幹や枝が塀を越えて道路上に伸びている。上部の枝における葉が少なく、衰弱し文化財の価値を失いつつあるため、指定解除は適正であると判断する。とございます。議案第 48 号に係る説明は以上です。
教育長	ただいま、議案第 48 号、「常陸太田市指定有形文化財の指定解除について」説明がございました。委員の皆様、何か質疑等はございますか？
委員	特になし
教育長	それでは、なければ、議案第 48 号「常陸太田市指定有形文化財の指定解除について」は議決いただいたことといたします。 続いて、議案第 49 号「常陸太田市学校等給食費徴収規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
教育部長	議案第 49 号「常陸太田市学校等給食費徴収規則の制定について」説明いたします。 資料の 3 ページをお開き願います。議案第 49 号「常陸太田市学校等給食費徴収規則の制定について」でございますが、提案理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年 5 月 31 日に公布され、令和元年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、本規則を制定するものでございます。資料の 4 ページ以降をご覧ください。第 1 条からそれぞれの条文がございまして、6 ページには第 13 条、そして 7 ページにかけましては附則が記載されております。、まず第 1 条、趣旨でございますが、この規則は、学校等及び学校給食センターにおける給食に要する経費の徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。第 2 条は定義ということで、第 1 号に市立認定こども園、第 2 号に市立幼稚園、第 3 号に義務教育諸学校、これは小中学校、特別支援学校の小学部・中学部を指すものでございます。そして第 4 号に特別支援学校の高等部の定義付けをしております。第 3 条には給食費の額です。資料の 8 ページには、本来の給食費の額そのものの金額を乗せた表が

	ございます。表の上段のとおり、1月あたり、4,100円から5,200円となつてございます。ただし、第3条第2項にありますように、園児に係る給食費は無償とするところでありまして、その対象事例を1号と2号において記載しているものです。第4条は学校等の長の報告、第5条には給食費の通知、第6条には給食費の負担、第7条には徴収の方法、第8条には給食費の納入、第9条には給食費の還付、第10条には未納者の報告、第11条には教育長の講ずる措置、第12条には給食費の減免、それぞれ記載してございます。6ページ下段になりますが、附則がございまして、施行期日、経過措置に係る内容が記載されております。施行期日ですが、この規則は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するものでございます。経過措置ですが、この規則の施行前に常陸太田市学校給食費徴収規定により決定された給食費の額その他の事項であつて、この規則に相当の規定があるものは、これらの規定によって決定された給食費の額その他の事項とみなす旨を記載してございます。議案第49号については以上です。ちなみに別紙にて提出しております、学校給食費徴収規定の資料がございしますが、この規定は今回議案第49号の規則の制定に伴い、廃止となるものでございます。
教育長	ただいま、議案第49号「常陸太田市学校等給食費徴収規則の制定について」説明がございました。委員の皆様、何か質疑等はございますか？
委員	アレルギーをもつ児童生徒もあろうかと思ひます。その方が自宅からお弁当を持参する場合、給食費の取扱いはどうになりますか？また、そのようなケースは何件くらいあるのでしょうか？
学校給食センター所長	給食費の徴収はいたしません。対象者については、現在持ち合わせの資料がなく、細かな数字を把握してございません。後ほどご報告させていただきたいと思います。
委員	特になし
教育長	他にございますか？なければ、議案第49号「常陸太田市学校等給食費徴収規則の制定について」は議決いただいたことといたします。 それでは、本日予定しておりました議案は以上です。続いて、7「その他」に移ります。令和元年度常陸太田市教育振興大会概要（案）について、事務局から説明願ひます。
教育総務課長	令和元年度常陸太田市教育振興大会概要（案）について、その内容を説明。主催、期日、会場、内容、参加者、来賓について資料のとおり説明。

教育長	以上で本日の議案及びその他の項目について、終了となりました。 その他 報告等がありますか。
委員	特になし。
教育総務課	当面の行事 10/30 茨城県教育委員会研修会（レイクビュー水戸） 10/31 学校訪問（金砂郷小、郡戸小、里美小中） 11/22 教委員会定例会（11月）日程 ・日時 11月22日（木）15：00～ ・場所 常陸太田市役所分庁舎教育委員会会議室
教育長	閉会 15：50


